

卷末資料

用語集

ア

インフラ インフラストラクチャーの略語。水道や道路等の社会基盤のこと。

カ

既存ストック これまでに整備された資産（社会資本）のこと。都市ストックとは都市の基盤施設や歴史・文化、産業や自然に関するストックの総称。

急傾斜地崩壊危険区域 崩壊の危険がある急傾斜地で、崩壊することにより多数の居住者等に危害が発生することが予測される土地及び隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づいて指定される区域。

居住誘導区域 人口減少下においても、商業・医療等の日常生活サービス機能や公共交通が持続的に維持されるよう、一定のエリアに人口密度を維持する区域。

工業専用地域 都市計画における用途地域の中で、工業の業務の利便の増進を図る地域。住居の建設はできないため、原則として、この地域に住むことはできない。

工業地域 都市計画における用途地域の中で、主として工業の利便を増進するための地域。あらゆる工場のほか住居や店舗も建てられるが、原則とし、学校、病院、ホテルなどは建てられない地域。

交通弱者 子供や高齢者等運転免許や自家用車を保有しておらず、自動車中心社会において移動を制約される人。

公的不動産 地方公共団体等が保有する各種の不動産。

コンパクトシティ 都市部の有効利用や中心部での機能の集約化により、徒歩による移動性を重視した都市形態またはその都市施策。

サ

災害危険区域 津波、高潮、洪水などの災害に備えて、住宅や福祉施設といった居住用建築物の新築・増改築を制限する区域。

市街化区域 すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画で定めた区域。

市街化調整区域 市街化を抑制すべき区域として都市計画で定めた区域。

地すべり防止区域地 地すべり等防止法で定められている区域であり、地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設（排水施設、擁壁等）を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある土地について農林水産大臣又は国土交通大臣が指定する区域。

人口カバー率 市全体の人口に対して、各施設から半径 800m に居住している人口の割合。平成 27 年国勢調査結果から作成した 100m メッシュを基に、メッシュの重心が各施設から半径 800m に含まれるものを対象として集計。

総合計画 都市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向性や主な施策を定めた長期的なまちづくり計画で、市政運営の基本指針となり、全ての計画の最上位に位置付けられる計画。

タ

地域公共交通計画 人口減少等の社会情勢の変化に対応した持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、将来のまちづくりを見据えた持続可能で利便性の高い公共交通網形成に向けた取り組みを体系的に位置付け、住民・事業者・行政等の適切な役割分担のもと進めていく計画。

地域生活圏 1つの地域拠点を受け持つ生活圏域のこと。

デマンド交通 利用者から予約（デマンド）があった場合のみ運行するタクシーのこと。路線バスとは異なり、利用者がいない場合は運行しないため、その分の運行費用が発生せず、路線バス等の公共交通が通っていない地域等での生活交通確保にあたり効率的かつ有効な手段の一つ。

都市機能増進施設 医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

都市機能誘導区域 商業・医療等の日常生活サービス機能を都市の拠点で維持・確保することにより、必要なサービスを受けることが出来る区域。

都市計画運用指針 今後、都市政策を進めていく上で都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体的な運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示し、これを各地方公共団体が必要な時期に必要な内容の都市計画を実際に決め得よう、活用してもらいたいとの考えによりとりまとめたもの。

都市計画区域 自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発及び保全する必要のある区域として指定されたもの。

都市計画マスタープラン 人口減少、超高齢社会など、社会情勢が大きく変化する中、限られた財源、資源をいかに有効に、効率よく循環させ暮らしや経済へと還元できるか。持続可能なまちの構造へと転換し、安心して豊かに暮らすことのできるまちとするため、まちづくりの方針を総合的・体系的に示し、今やらなければならないことを明確にした計画。

都市再生特別措置法	少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めた法律。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。
トリップ	人がある目的を持ってある地点からある地点へ移動する単位。移動の目的が変わるごとに1つのトリップとする。
ハ	
分担率	全体のトリップに対してある交通手段を利用したトリップの割合。
マ	
まち・ひと・しごと創生総合戦略	「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少・少子高齢化に的確に対応し、将来にわたって住みやすい環境の確保と地域の活力の維持を図るため、実現に向けた目標や施策の基本的方向を示すもの。
ヤ	
UIJ ターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態。
誘導施設	人口減少・超高齢社会においても、郊外部を含めた広域的な地域生活圏全体の居住者の生活利便性を維持するために、全ての都市機能誘導区域内に維持・確保する施設。
用途地域	都市計画区域の主として市街化区域において定める 13 種類の建築物の用途の制限を行う地域をいう。建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さ等の規制については、建築基準法の規定により行われる。
ラ	
立地適正化計画	平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るもの。都市全体の観点から、居住機能や商業・医療等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。

有識者会議

委員名簿

役職	氏名
豊橋技術科学大学 教授	◎浅野 純一郎
豊田工業高等専門学校 准教授	○佐藤 雄哉
豊鉄バス株式会社 営業企画部長	縄稚 泰三
新城市地域公共交通会議 座長	加藤 久美子
新城市商工会 会長	権田 知宏
新城市社会福祉協議会 会長	前澤 このみ
子育て情報誌さくら 代表	阿部 和子
新城青年会議所 専務理事	原田 直彦
新城市女性人材バンク	浅井 架那子
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課 課長	小井手 秀人(令和4年度) 木村 昌博(令和5年度)
愛知県新城設楽建設事務所 所長	原 勝
企画部 新城・千郷自治振興事務所 所長	笹田 明男
建設部 部長	天野 充泰

◎：会長 ○：副会長

設置要綱

新城市立地適正化計画有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を策定するため、新城市立地適正化計画有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 立地適正化計画の策定に当たって識見に基づき意見を表明すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること

(組織)

第3条 有識者会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課の職員
- (3) 愛知県新城設楽建設事務所の職員
- (4) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日とする。

2 委員が任期中に欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 有識者会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、有識者会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、副会長が職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議は、会長が招集する。

- 2 有識者会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 有識者会議は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月4日から施行する。

この要綱は、令和5年3月31日に限り、その効力を失う。

庁内検討委員会

委員名簿

役職	氏名
行政課長	松井 哲也
公共交通対策室長	白井 薫（令和4年度） 貝崎 禎重（令和5年度）
防災対策課長	長坂 茂英（令和4年度） 熊谷 和志（令和5年度）
企画政策課長	杉浦 達也
福祉課長	大橋 健二（令和4年度） 中山 恭成（令和5年度）
高齢者支援課長	後藤 美紀
こども未来課長	浅井 直樹
地域医療支援センター地域医療支援室長	鈴木 英乃
商工政策課長（令和4年度のみ）	権田 晃明
産業政策課長（令和5年度のみ）	安藤 映臣
生涯共育課長	村田 方恵
都市計画課長	◎吉林 和久（令和4年度） ◎権田 晃明（令和5年度）

◎：委員長

設置要綱

新城市立地適正化計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画(以下「立地適正化計画」という。)を策定するにあたり、専門的事項を調査・研究するため、新城市立地適正化計画庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新城市立地適正化計画の策定における施策等に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること

(組織)

第3条 検討委員会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 検討委員会に委員長を置き、都市計画課長をもって充てる。
- 3 委員長は会務を総理し、検討委員会を代表する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、委員が会議を欠席する場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第5条 委員長は専門的な調査検討を実施するため、作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会には作業部会長を置き、都市計画課長をもって充てる。
- 3 作業部会の会議は、作業部会長が検討委員の内から招集し、作業部会長が議長となる。
- 4 作業部会長は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会及び作業部会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

職 名	
行政課長	公共交通対策室長
防災対策課長	企画政策課長
福祉課長	高齢者支援課長
こども未来課長	地域医療支援センター地域医療支援室長
産業政策課長	生涯共育課長
都市計画課長	

都市計画審議会

委員名簿

(任期：令和3年12月1日～令和5年11月30日)

役職	氏名
愛知大学 教授	◎戸田 敏行
新城市社会福祉協議会 会長	○前澤 このみ
新城市商工会 副会長	加藤 栄志
新城市農業委員会 会長	河合 勝正
新城市議会議員	佐宗 龍俊
新城市議会議員	浅尾 洋平
新城市議会議員	齊藤 竜也
新城まちづくりネット 理事	平野 とも子
愛知県新城設楽農林水産事務所 所長	村山 義仁
愛知県新城設楽建設事務所 所長	原 勝
愛知県新城警察署 署長	藤森 一雄

◎：会長 ○：職務代理者

※令和4年度第1回都市計画審議会時点

計画の策定経緯

事 項	時 期	備考（内容等）
令和3年度第1回 都市計画審議会	令和3年7月21日	計画を策定する旨、報告
第1回庁内検討委員会	令和3年11月18日	立地適正化計画制度について まちづくりの基本方針について
第1回有識者会議	令和3年12月23日	立地適正化計画制度について まちづくりの基本方針について
令和3年度第2回 都市計画審議会	令和4年1月13日	計画策定を進めている旨、報告
第2回庁内検討委員会	令和4年2月24日	誘導区域、誘導施設、防災指針について
第2回有識者会議	令和4年3月28日	誘導区域、誘導施設、防災指針について
第3回庁内検討委員会	令和4年8月29日	前回からの修正箇所について 誘導施策（実現化施策）について 数値目標について
政策検討会議	令和4年9月27日	計画（案）及び庁内照会等の今後の予定について
第3回有識者会議	令和4年10月17日	前回からの修正箇所について 誘導施策（実現化施策）について 数値目標について
市政経営会議	令和4年11月1日	計画（案）及び今後の予定について
令和4年度第1回 都市計画審議会	令和4年11月8日	計画（案）について諮問 [答申] 計画（案）については妥当（付帯意見あり）
議会説明（経済建設委員会）	令和4年11月18日	計画（案）及び今後の予定について
パブリックコメント	令和4年11月24日から 令和4年12月23日まで	1名（3件）意見受付
第4回有識者会議	令和5年1月16日	前回からの修正箇所及びパブリックコメントの結果について
事前公表	令和5年2月16日	誘導施設及び誘導区域
計画公表	令和5年4月1日	